

**平成 29 年4月から「子ども・子育て支援新制度」への移行に伴い
幼稚園の利用を希望する際の手続きや保育料の仕組みが異なります**

子どもの幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく、「子ども・子育て支援新制度」が昨年度から本格的にスタートしました。

宝塔院幼稚園は、平成 29 年度から新制度への移行に伴い、お子さんの入園手続きや保育料の仕組みなどに変更点がありますのでお知らせいたします。

□ ■ □ ■ □ 主な変更点 □ ■ □ ■ □

1 認定について

新制度に移行する幼稚園については、これまでの「幼稚園就園奨励費」制度に代わり、各園児が「施設型給付費」の支援対象となるため、市に対し、支給認定申請を行い、認定を受けていただきます。

対象は、現時点で満3歳以上のお子さん（年長児を除く）及び平成 29 年4月1日時点において満3歳児になるお子さんです。

〔3つの認定区分〕

認定区分	1号認定 〔教育標準時間認定〕	2号認定 〔保育認定〕	3号認定 〔保育認定〕
対象となる お子さん	満3歳以上で幼児期の学校教育の提供を受ける方	満3歳以上で保護者の就労等により保育を必要とする方	満3歳未満で保護者の就労等により保育を必要とする方
利用できる 施設	幼稚園、認定こども園	保育所、認定こども園等	保育所、認定こども園等

※現在、2歳児で通園し来年度の途中で満3歳児となる場合、その時点で対象児に切り替わります。

2 認定の手続き ～教育標準時間認定（1号認定）の申請が必要になります～

●現在、すでに幼稚園に通っていて、平成 29 年度も継続入園を希望されるお子さん

11 月頃に、施設を通じて市から「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」のお知らせを配布いたします。必要事項を書いて幼稚園に提出してください。

●新規で入園希望されるお子さん

幼稚園の入園申込みと同時に「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」の支給認定申請をします。（用紙は施設から受け取ります）

「施設型給付費」の仕組み

施設型給付費は、教育・保育を提供するのに必要な経費の一部を国・県・市が負担し、それを給付費として市から対象になった施設に支払われます。

保護者の方には直接支払われず、仕組み上、施設が給付費を受け取ります。（法定代理受領）

裏面も見てね！



3 保育料（利用者負担）について

(1) 保育料の決定

新しい制度では、認定を受けたお子さんは、保護者の市民税額に応じて市が定める保育料（利用者負担）を幼稚園に納入します。（※幼稚園就園奨励費申請の手続きは不要となります）

保育料は、保護者の同意のもと、お子さんと生計を一つにする父母等の市民税（所得割額）の課税情報を市が調査し、その合計額により算定された額で決定します。

市民税額は6月に決定することから、保育料の切り替え時期は毎年9月になります。

[平成 29 年度の場合]

時期	保育料の算定基準	決定及び通知時期
4月から8月の保育料	平成 28 年度の市民税額（平成 27 年所得分）	4月中旬頃
9月から3月の保育料	平成 29 年度の市民税額（平成 28 年所得分）	9月中旬頃

(2) 保育料

下表の月額保育料の他に、幼稚園では、冷暖房費や給食費などを実費上乗せ分として徴収します。

() 内は2人目の児童に適用

各月初日の1号認定となる入園児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額）
階層区分	定義	1号認定（満3歳以上児）
		教育標準時間認定
第1階層	生活保護世帯	円 0
第2階層	市民税非課税世帯及び所得割非課税世帯 （均等割のみ課税）	0
第3階層	市民税所得割課税額が 77,100 円以下	7,400 (3,700)
第4階層	市民税所得割課税額が 211,200 円以下	11,800 (5,900)
第5階層	市民税所得割課税額が 211,201 円以上	17,000 (8,500)

(3) きょうだいの減免

小学校3年以下の範囲で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。

（※世帯の状況や階層区分に応じ、多子軽減が適用されます。）



保育料の上乗せ徴収の内容については、幼稚園におたずねください。

子ども・子育て支援新制度（認定や保育料の仕組み等）に関する問合せ先

三条市教育委員会 子育て支援課 幼児・児童係 電話 45-1115